

清水町団体活動補助金等交付基準

(目的)

第1条 この基準は、清水町補助金等交付規則（平成元年清水町規則第10号）（以下「規則」という。）に基づき、団体活動に対して交付する補助金等が適正に執行され、更に豊かで住み良いまちづくりに向けて、住民の自助努力を喚起する有効な手段とし機能させるため、具体的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において「補助金等」とは、規則第2条第1項に規定する補助金のうち、団体活動に対して交付するものをいう。

(補助金等交付の基本原則)

第3条 補助金等の交付は、次の基本原則に基づくものとする。

- (1) 公共性又は公益性を持った活動であること。
- (2) 清水町総合計画に掲げたまちづくりに寄与する活動であること。
- (3) 個人の資産形成に直接つながるものでないこと。
- (4) 団体構成員等に限定した活動でないこと。
- (5) 営利を目的とした活動でないこと。
- (6) 交付期間を限定すること。
- (7) 交付状況を町民に公表すること。

(補助金等の分類)

第4条 補助金等の分類は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の施策遂行のために団体に交付するもの
- (2) 教育・文化・スポーツに関し、自主的に活動する団体へ交付するもの
- (3) 福祉・保健・ボランティアに関し、自主的に活動する団体へ交付するもの
- (4) 産業振興のため団体に交付するもの
- (5) 各種の奨励を目的として団体に交付するもの
- (6) 町が政策的な観点から設立を促した団体へ交付するもの
- (7) 町内会・農事組合・地域集団等に交付するもの
- (8) 国・道等からの補助金と関連して団体へ交付するもの

(9) その他町長が特に認めた団体へ交付するもの。

(交付基準等)

第5条 補助金等を交付するに当たり、次の経費は補助対象外とする。

(1) 専ら団体の維持運営にかかる経費(以下「団体運営費」という。)。ただし、連合体組織については、この限りでない。

(2) 視察や研修に伴う宿泊の費用

(3) 会員の発表機会である演芸・芸術鑑賞会の開催経費のうち、飲食経費

(4) 会議に係る会員の飲食(講演会の外部講師等に提供する飲食を除く)

(5) 懇親会の開催及び参加に係る経費

(6) 備品購入費

2 補助率及び補助対象期間は、次の定めによるものとする。

(1) 補助金等の補助率は、補助対象経費の2分の1以内を原則とする。

(2) 補助金等の補助対象期間は、当該補助金等につき3年以内とする。

(3) 補助金等の分類(2)及び(3)に属する団体の設立に際し、その活動を育成助長する場合は、特例として団体運営費の2分の1以内を補助できるものとし、当該補助対象期間も最長5年以内とすることができる。

(4) 補助金等の分類(3)に属する団体の中で、特にその活動が町の福祉・保健施策にとって重要な位置を占めるものには、第1号及び第2号の規定にかかわらず補助できるものとする。

(5) 補助金等を交付する団体の中で、特にその活動が町の施策にとって重要な位置を占めるものには、第2号の規定にかかわらず補助できるものとする。

(6) 補助金等の分類(6)に属する団体には、第1号、第2号及び前項第1号の規定にかかわらず補助できるものとするが、団体として自立性の確保の観点から、対象活動費の全額補助は行わない。

(7) 補助金等の分類(8)に合わせて町が上積み補助をする場合は、国・道等の補助残額の2分の1以内を補助する。ただし、根拠法令等により、町の負担割合が決定されているものは、この限りでない。

3 当該年度における決算において、当該団体の収支予算における補助対象経費から収支決算における補助対象経費を差し引いた額に、補助率を乗じて得た額が、補助金決定額の1割を超えた場合は、超過した額を補助金決定額か

ら差し引いた額を、補助確定額とする。

- 4 補助金等の交付の目的が達成されたとき、又は補助金等の交付原則が失われたときは、補助対象期間内であっても補助金等の交付を打ち切ることができる。
- 5 補助金等の交付を受ける団体は、その会計処理及び使途が適切でなければならぬ。(領収書や帳簿により使途が明らかであること。)
- 6 補助金等の交付を受ける団体は、第3項の補助対象経費を明らかにするため、予算書及び決算書の提出に合わせて、支出額の補助対象経費確認表(別記様式)を提出しなければならない。

(交付基準の適用の見直し)

第6条 前条第2項第4号、第5号及び第6号の規定により補助金等の交付を受ける団体については、交付基準の適用を3年ごとに見直すものとする。

(清水町団体活動補助金等審査検討委員会)

第7条 補助金等の交付事務の適正化を図るため、清水町団体活動補助金等審査検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、当該補助団体及び所管課等に必要な資料の提出を求め、それらを参考に総合的な審査を行う。

附 則

- 1 この基準は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項各号及び同条第3項の規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 前項ただし書の施行の際、現に設立している第4条第2号及び第3号に該当する団体は、平成15年4月1日を設立の日とみなす。

附 則

この基準は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年3月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

別記様式

【支出額の補助対象経費確認表】

| 事業項目 | 開催期日 参加人数 | 事業の概要 | 補助対象経費 | 総事業経費 | 事業費の内訳 |
|------|--------------|-------|--------|-------|--------|
| | | | | | |
| 支出合計 | | | | | |

次の経費は補助対象外： 団体維持運営経費 視察研修の宿泊費 会員の発表機会の
飲食費 会議に係る会員の飲食費 懇親会の開催・参加費 備品購入費